

2020年5月29日

ガス料金および電気料金の特別措置について

株式会社M i s u m i  
ガス小売事業部

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業や失業等により緊急小口資金等の特例措置（生活福祉資金貸付制度）に基づく貸付を受けたお客さまに対して、ガス料金、電気料金の特別措置を実施することとなりました。

特別措置の内容については、以下のとおりです。

1. 対象

当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の特別貸付を受けた個人契約のお客さまで、当社にお申し出があった場合。

2. 特別措置の内容

ガス料金および電気料金の支払期限の延長

2-1. ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

支払期限を1ヶ月延長いたします。

2-2. 電気料金（電気を単独でご契約のお客さま）

支払期限を1ヶ月延長いたします。

※1 支払期限が、3月25日を過ぎたものに限りません。

3. お客さまに準備していただくもの

「緊急小口資金貸付決定通知書」もしくは、「総合支援資金貸付決定通知書」のコピーをご準備ください。

4. お申し出・問合せ先

ミスミガス各店もしくは、ガス小売事業部 電話 099-260-2202（受付時間 9:00～17:00）

以上